

けんこう静岡

第142号

令和2年
(2020年)
7月1日(水)

季刊 1部50円 年200円
(送料税込)

発行所
公益財団法人 静岡県予防医学協会

http://www.shsa.net/
(静岡事務所) 〒421-1292 静岡市葵区建徳1-3-43 (054) 278-7716
(藤枝健診センター) 〒426-0053 藤枝市善左衛門2-11-5 (054) 636-6461
(総合健診センター) 〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8 (054) 636-6460
(沼津事務所) 〒410-0011 沼津市岡宮1210-1 (055) 921-1934
(浜松健診センター) 〒435-0006 浜松市東区下石田町951 (053) 422-7800
発行責任者 石黒 満 印刷 松本印刷機

医師確保計画の策定

県内のどこでも必要な医療を受けられるために



静岡県健康福祉部医療局地域医療課長 井原 貞

今から5年後の2025(令和7)年には、団塊の世代の皆さんが75歳、いわゆる後期高齢者となり、医療、介護を必要とされる方がますます増えてくることになります。こうした中、

県民の皆さんが十分な医療の提供を受けるためには、受診する医療機関の充実、すなわち医療を提供する医師の存在が欠かせません。地域によっては医師が少ないと言われているところも確かに存在しますが、さて、この静岡県で医療に従事している医師は何人でしょうか。

2年に1度の医師・歯科医師・薬剤師統計によると、2018(平成30)年末の本県の医療施設に従事する医師数は、7,690人となっています。これは、人数としては全国で11番目に多い県となりますが、人口に占める割合、人口10万人あたりの医師数では、210.2人となり、全国順位は40位という状況となります。ちなみに全国平均は246.7人です。

このように、人口比で医師が少ない本県としては、従来から医師確保に力を入れてきました。が、全国的にも医師の地域偏在が見受けられることから、これまでの人口に占める医師数に加えて、医師の年齢、性別、さらに患者動向などの要素も勘案し、医師の多寡を客観的に比較できる「医師偏在指標」が昨年、国から示されました。

本県は医師偏在指標をもとに47都道府県の下位3分の1となる「医師少数県」と位置づけられ、より一層の医師確保対策が必要となっています。なお、上位3分の1の都道府県は「医師多数都道府県」とされています。

また、この医師偏在指標は、全国の二次医療圏域に対しても示され、都道府県レベルと同

様、下位3分の1に入る「医師少数区域」、上位3分の1の「医師多数区域」などに分類されます。

こうした状況を踏まえ、県では、2020(令和2)年度からの4年間を計画期間とした「医師確保計画」を昨年度策定しました。これは、都道府県や圏域における医師偏在を2036(令和18)年までに是正するため、「医師の確保の方針」「確保すべき医師数(目標医師数)」「目標医師数を達成するための施策」などを定めた、施策の方向性を示した計画となります。

全国的には、医師少数県(圏域)において医師確保を進めることで、計画策定時の医師偏在指標の下位3分の1の水準に達することが当該計画期間中の目標(図参照)となります。それを計画ごとに繰り返すことで、2036(令和

18)年までに全国的な医師偏在の解消を図るということとなります。

本県の医師確保計画の内容としては、現状分析、課題の把握を行い、目標医師数を設定し、それを達成するための施策を記載しています。

そのうち、目標医師数については、国から示された医師偏在指標の下位3分の1を脱するために必要な「275人」を県の目標とし、圏域レベルでは、医師少数区域である賀茂圏域で「4人」、富士圏域で「10人」という数値を目標としています。医師少数区域は、もう一つ中東遠圏域が該当しますが、人口動向などの状況の変化で、今計画の終期である2023(令和5)年度には下位3分の1から脱すると判断され、目標医師数の設定はありません。県と賀茂、富士圏域は先ほどの数字を最低限の達成目標としています。他の圏域も含め全国平均との比較も見据えつつ、医師確保に取り組んでまいります。

その目標を達成するため、県内の関係機関との連携を図りながら、施策を進めています。

まず、医学修学研修資金制度ですが、月額20万円の修学資金を医学生等に貸与し、県内に一定期間勤務すれば返還免除になるという制度で、6年間貸与で9年間の県内勤務となります。また、医師のキャリア形成に対しても支援することで、返済免除の義務期間の勤務が終わっても県内に定着してもらうような働きかけなどを行っています。

また、本県は人口に比して医学部定員が少ないことから、大学との連携による「地域枠」制度の活用により、他都府県の医学部を卒業した医師に本県で働いてもらう、その数を増やすといった、本県の医師不足解消に向けた取組について今後さらに拡充していきます。この取組は、修学資金貸与とも関係しており、令和2年度の新規貸与者の一部の医学生には、卒業後に「医師少数区域」で一定期間医療に従事してもらうことになっています。

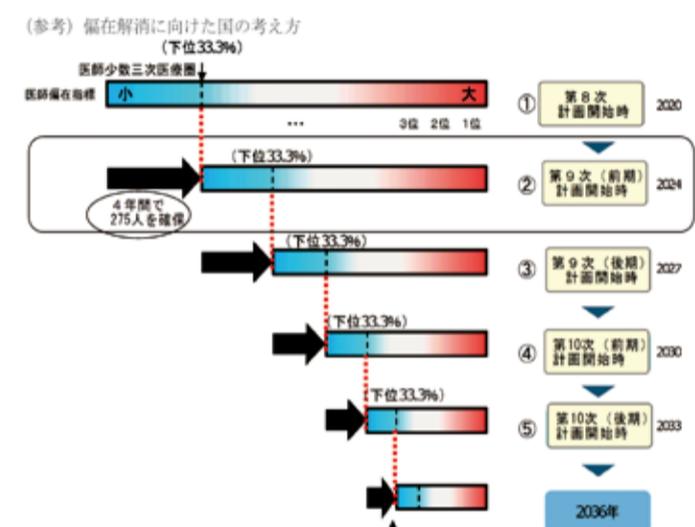
また、本県は人口に比して医学部定員が少ないことから、大学との連携による「地域枠」制度の活用により、他都府県の医学部を卒業した医師に本県で働いてもらう、その数を増やすといった、本県の医師不足解消に向けた取組について今後さらに拡充していきます。この取組は、修学資金貸与とも関係しており、令和2年度の新規貸与者の一部の医学生には、卒業後に「医師少数区域」で一定期間医療に従事してもらうことになっています。

他にも、高齢医師などの活躍支援など、さまざまな施策を通じ、本県の医師確保を進めていきたいと考えています。

一方、昨年4月から施行された働き方改革関連法に伴い、医師についても2024(令和6)年から労働時間の上限規制など一定の制限がかかることとなります。医師の「労働者」としての立場が明確となり、医療の提供が時間的に制限されることになると、受診する側の県民の皆さんに医療のわかり方について、さらなる理解と協力が必要になってきます。

少子高齢化の進行や提供する医療の高度化、専門化が進む中、また、今問題となっている新型コロナウイルス感染症などへの対応も含め、医療を取り巻く環境はますます厳しくなっています。このような状況の下、医師確保や医師の偏在解消については、一朝一夕に解決する問題ではありません。県民の皆様がどこでも安心して医療を受けられるよう、県としても医師確保について、これからも努力していきますので、皆様におかれましても、医療に係るさまざまな状況について、さらなる御理解と御協力をいただくよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本県は人口に比して医学部定員が少ないことから、大学との連携による「地域枠」制度の活用により、他都府県の医学部を卒業した医師に本県で働いてもらう、その数を増やすといった、本県の医師不足解消に向けた取組について今後さらに拡充していきます。この取組は、修学資金貸与とも関係しており、令和2年度の新規貸与者の一部の医学生には、卒業後に「医師少数区域」で一定期間医療に従事してもらうことになっています。



(参考) 偏在解消に向けた国の考え方 (下位33%)
医師少数三次医療圏
医師偏在指標 小 大
① 第8次 計画開始時 2020
② 第9次(前期) 計画開始時 2024
③ 第9次(後期) 計画開始時 2027
④ 第10次(前期) 計画開始時 2030
⑤ 第10次(後期) 計画開始時 2033
2036年まで、その時点の水準での下位1/3を脱する医師の確保を繰り返すことで段階的に医師偏在を解消

年一回は健康チェックを！

健康はあなたの財産です
すこやかな明日のために

人間ドック
脳ドック ものわすれドック

総合健診センター ヘルスポート
〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8
TEL 054-636-6460
FAX 054-636-6465
☎ 0120-39-6460